第1696号
受
25.3.26
小郡三井医師会

福県医発第2990号（地）
平成25年3月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

平成24年度診療報酬改定における注意喚起について

平成24年4月1日実施の診療報酬改定において経過措置がとられてきた各届出については、平成25年3月11日付け福県医発第2901号において通知しておりましたが、今般、平成24年度診療報酬改定において経過措置として一定の準備期間をもって実施される項目のうち、下記の項目について平成25年4月1日より施行となるため、別紙の通り厚生労働省保険局医療課より日本医師会を通じて、注意喚起をする事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会対象病院への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【平成25年4月1日施行】

1．A000 初診料の注2及びA002 外来診療料の注2

紹介率が40%未満かつ逆紹介率が30%未満の特定機能病院及び500床以上の一般病床を有する地域医療支援病院（紹介率等の低い保険医療機関等）において、他の保険医療機関等からの文書による紹介なしに受診した患者については、平成25年4月1日以降、A000 初診料（270点）・A002 外来診療料（70点）の算定に代えて、A000 初診料の注2（２００点）・A002 外来診療料の注2（５２点）を算定する取扱いとなる。

なお、紹介率等の低い保険医療機関等は、紹介率及び逆紹介率の割合について、毎年10月に地方厚生（支）局長へ報告することとなっており、平成24年10月に最初の報告が行われている。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

２．A224 無菌治療室管理加算

無菌治療室管理加算は、医療の実態にあわせた施設基準として、下記のとおり設定された。

改　定　前	改　定　後
A224 無菌治療室管理加算（１日につき） 3,000 点 【施設基準】 ① 滅菌水の供給が常時可能であること。 ② 室内の空気清浄度がクラス１万以下であること。	A224 無菌治療室管理加算（１日につき） 1 無菌治療室管理加算１　3,000 点 2 無菌治療室管理加算２　2,000 点 【施設基準】 1 無菌治療室管理加算１ ① 個室であること。 ② 滅菌水の供給が常時可能であること。 ③ 室内の空気清浄度が、無菌治療室管理の際に、常時 ISO クラス６以上であること。 ④ 室内の空気の流れが一方向であること。 2 無菌治療室管理加算２ ① 滅菌水の供給が常時可能であること。 ② 室内の空気清浄度が、無菌治療室管理の際に、常時 ISO クラス７以上であること。

平成 24 年３月 31 日において無菌治療室管理加算を算定することができる無菌治療室であって、同年４月１日以降に無菌治療室管理加算２の届出を行っている無菌治療室については、平成 25 年３月 31 日までの間、無菌治療室管理加算１の施設基準を満たしているものとされていたところですが、平成 25 年４月以降、引き続き無菌治療室管理加算１を算定する場合には、新たに無菌治療室管理加算１の届出が必要となり、届出がない場合、無菌治療室管理加算２の算定となる。

３．A300 救命救急入院料

救命救急入院料１及び３については、重篤な救急患者に対する救命救急医療を必要な設備だけでなく、適切な看護配置のもとで提供している医療機関が当該特定入院料を算定できるよう、看護配置基準の要件の明確化を行うとして、施設基準において「当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が４又はその端数を増すごとに１以上であること。」と要件設定された。

これについては、経過措置として、平成２４年３月３１日において、救命救急入院料１又は３を算定することができる治療室については、平成２５年３月３１日までの間、

看護配置基準の要件を満たさない場合であっても、当該入院料を算定することができるとされていたところですが、平成２５年４月以降、救命救急入院料１又は３を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、救命救急入院料１又は３を算定することができなくなる。

４．A312 精神療養病棟入院料の注４に掲げる重症者加算

精神療養病棟入院料においては、重症者加算を新設後、重症者の受入が進んでいる傾向があることから、より重症者を受け入れている病棟を評価するとして、下記のとおり同加算の見直しが行われた。

改　定　前	改　定　後
A312 精神療養病棟入院料 注４ （１日につき）重症者加算 40 点 【算定要件】 ＧＡＦ尺度による判定が 40 以下の患者について算定する。	A312 精神療養病棟入院料 注４ （１日につき）イ 重症者加算１ 60 点 ロ 重症者加算２ 30 点 【算定要件】 イ 重症者加算１ 精神科救急医療体制整備事業に協力している保険医療機関であって、ＧＡＦ尺度による判定が３０以下の患者について算定する ロ 重症者加算２ ＧＡＦ尺度による判定が４０以下の患者について算定する。

重症者加算１については、平成 25 年３月 31 日までは施設基準の要件を満たしているものとみなし、当該加算の算定が可能とされていたところですが、平成２５年４月以降において重症者加算１を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合は重症者加算１を算定することができなくなる。

（保 236）
平成２５年３月１９日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　邦　彦

平成２４年度診療報酬改定における注意喚起について

平成２４年度診療報酬改定において、経過措置として一定の準備期間をもって実施される項目のうち、下記の項目について平成２５年４月１日より施行となるため、別紙のとおり厚生労働省保険局医療課より、注意喚起をする事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【平成２５年４月１日施行】

１．A000 初診料の注２及びA002 外来診療料の注２

紹介率が４０％未満かつ逆紹介率が３０％未満の特定機能病院及び５００床以上の一般病床を有する地域医療支援病院（紹介率等の低い保険医療機関等）において、他の保険医療機関等からの文書による紹介なしに受診した患者については、平成２５年４月１日以降、A000 初診料（２７０点）・A002 外来診療料（７０点）の算定に代えて、A000 初診料の注２（２００点）・A002 外来診療料の注２（５２点）を算定する取扱いとなる。

なお、紹介率等の低い保険医療機関等は、紹介率及び逆紹介率の割合について、毎年１０月に地方厚生（支）局長へ報告することとなっており、平成２４年１０月に最初の報告が行われている。

２．A224 無菌治療室管理加算

無菌治療室管理加算は、医療の実態にあわせた施設基準として、下記のとおり設定された。

改　定　前	改　定　後
A224 無菌治療室管理加算（１日につき） ３，０００点 【施設基準】 ①　滅菌水の供給が常時可能であること。 ②　室内の空気清浄度がクラス１万以下であること。	A224 無菌治療室管理加算（１日につき） １　無菌治療室管理加算１　３，０００点 ２　無菌治療室管理加算２　２，０００点 【施設基準】 １　無菌治療室管理加算１ ①　個室であること。 ②　滅菌水の供給が常時可能であること。 ③　室内の空気清浄度が、無菌治療室管理の際に、常時 ISO クラス６以上であること。 ④　室内の空気の流れが一方向であること。 ２　無菌治療室管理加算２ ①　滅菌水の供給が常時可能であること。 ②　室内の空気清浄度が、無菌治療室管理の際に、常時 ISO クラス７以上であること。

平成２４年３月３１日において無菌治療室管理加算を算定することができる無菌治療室であって、同年４月１日以降に無菌治療室管理加算２の届出を行っている無菌治療室については、平成２５年３月３１日までの間、無菌治療室管理加算１の施設基準を満たしているものとされていたところですが、平成２５年４月以降、引き続き無菌治療室管理加算１を算定する場合には、新たに無菌治療室管理加算１の届出が必要となり、届出がない場合、無菌治療室管理加算２の算定となる。

３．A300 救命救急入院料

救命救急入院料１及び３については、重篤な救急患者に対する救命救急医療を必要な設備だけでなく、適切な看護配置のもとで提供している医療機関が当該特定入院料を算定できるよう、看護配置基準の要件の明確化を行うとして、施設基準において「当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が４又はその端数を増すごとに１以上であること。」と要件設定された。

これについては、経過措置として、平成２４年３月３１日において、救命救急入院料１又は３を算定することができる治療室については、平成２５年３月３１日までの間、看護配置基準の要件を満たさない場合であっても、当該入院料を算定することができるとされていたところですが、平成２５年４月以降、救命救急入院料１又は３を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、救命救急入院料１又は３を算定することができなくなる。

４．A312 精神療養病棟入院料の注４に掲げる重症者加算

精神療養病棟入院料においては、重症者加算を新設後、重症者の受入が進んでいる傾向があることから、より重症者を受け入れている病棟を評価するとして、下記のとおり同加算の見直しが行われた。

改　定　前	改　定　後
A312 精神療養病棟入院料　注４ （１日につき）重症者加算　４０点 【算定要件】 ＧＡＦ尺度による判定が４０以下の患者について算定する。	A312 精神療養病棟入院料　注４ （１日につき）イ 重症者加算１　６０点 ロ 重症者加算２　３０点 【算定要件】 イ　重症者加算１ 精神科救急医療体制整備事業に協力している保険医療機関であって、ＧＡＦ尺度による判定が３０以下の患者について算定する ロ　重症者加算２ ＧＡＦ尺度による判定が４０以下の患者について算定する。

重症者加算１については、平成２５年３月３１日までは施設基準の要件を満たしているものとみなし、当該加算の算定が可能とされていたところですが、平成２５年４月以降において重症者加算１を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合は重症者加算１を算定することができなくなる。

＜添付資料＞

平成２４年度診療報酬改定における注意喚起について

（平 25.3.18　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）

事　務　連　絡
平成２５年３月１８日

各地方厚生（支）局医療課　御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における注意喚起について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年３月５日厚生労働省告示第76号）による改正後の別表第一の規定の一部について、平成25年４月１日から施行となるため、下記の取扱に遺漏のないよう宜しくお願いいたします。

記

１．Ａ000初診料の注２及びＡ002外来診療料の注２

紹介率が40％未満かつ逆紹介率が30％未満の特定機能病院及び500床以上の一般病床を有する地域医療支援病院において、他の保険医療機関等からの文書による紹介なく受診した患者については、平成25年４月以降、Ａ000初診料の注２又はＡ002外来診療料の注２の所定点数を算定する取扱いとなる旨、関係者へ周知すること。

（平成24年９月７日付け事務連絡「平成24年度診療報酬改定における注意喚起について」参照）

２．Ａ224無菌治療室管理加算

平成24年３月31日において無菌治療室管理加算を算定することができる無菌治療室であって、同年４月１日以降に無菌治療室管理加算２の届出を行っている無菌治療室については、平成25年３月31日までの間、無菌治療室管理加算１を算定可能とされたところである。

これについては、平成25年４月以降において、無菌治療室管理加算１を算定する場合、新たに無菌治療室管理加算１の届出が必要となり、届出がない場合、無菌治療室管理加算２の算定となる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準の届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を記載し通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

３．Ａ300救命救急入院料

平成24年３月31日において救命救急入院料１又は救命救急入院料３を算定することができる治療室については、平成25年３月31日までの間、「当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が４又はその端数を増すごとに１以上であること。」との要件を満たさない場合であっても、当該入院料を算定可能とされたところである。

これについては、平成25年４月以降において、救命救急入院料１又は救命救急入院料３を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、救命救急入院料１又は救命救急入院料３を算定できないこととなる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準の届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を記載し通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

４．Ａ312精神療養病棟入院料の注４に掲げる重症者加算

精神療養病棟入院料の注４に掲げる重症者加算１については、平成25年３月31日までは施設基準の要件を満たしているものとみなし、当該加算の算定が可能とされたところである。

これについては、平成25年４月以降において重症者加算１を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、重症者加算１を算定できないこととなる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準に係る届出の受理番号については、「重症者１」とするので、届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。